

## 美里町パブリックコメント実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントに関する基本的事項を定めることにより、町の基本的な政策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への参画機会を拡充し、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント」とは、町の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の形成過程において、その政策等に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等の概要及びその意見等に対する町の考え方を公表し、町民の意見等を政策等に反映させる一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

町長

教育委員会

選挙管理委員会

公平委員会

監査委員

農業委員会

固定資産評価審査委員会

3 この告示において「町民」とは、次に掲げるものをいう。

町内に住所を有する者

町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

町内の事務所又は事業所に勤務する者

町内の学校に在学する者

本町に対して納税義務を有するもの

前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる政策等とする。

町の総合的な構想、計画又はその他町の基本的な方針、計画の策定又は変更

町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭の徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃

その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この制度の対象としない。

緊急を要するもの又は軽微なもの

法令その他の規定により、パブリックコメントと同様の手続を行うもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により、議会に付議するもの

(案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案(以下「政策案」という。)を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、当該政策案のほか、次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

政策案を作成した趣旨、目的及び背景

政策案にかかる町の考え方

その他必要な資料

3 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町のホームページ等に掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策案の公表の日から30日以上期間を設けて、政策案についての意見等の提出を受けものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

実施機関が指定する場所への書面の持参

郵便

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする町民は、意見等を提出する際に、住所、氏名その他町民であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、政策の立案への反映に努めるものとする。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、個別の意見等には回答しないものとする。

(意見等の公表)

第9条 実施機関は政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、美里町情報公開条例(平成11年条例第9号)第6条に規定する公開しないことができる町政情報等に該当するものは除く。

提出された意見等

提出された意見等に対する実施機関の考え方

政策案を修正した場合における当該修正内容

2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないものについては、その事項を省略することができる。

3 第1項に規定する公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。

(意思決定過程の特例)

第10条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の付属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリックコメントを行わないで政策の意思決定をすることができる。

(一覧表の作成等)

第11条 町長は、パブリックコメントを行っている案件の一覧表を作成し、公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメントについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等で町民の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。